

## —確定申告期間は2/16(火)~3/15(火)です—

所得税と住民税の申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、市・道民税(住民税)だけではなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、各種手当などを計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに申告しましょう。

### 申告が必要な方

#### ◆年末調整をしていない

年の途中で退職し、その後勤めていない方。

年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。

#### ◆医療費を自分自身や家族のために支払った

H27/1/1~12/31に支払った医療費から、高額療養費や生命保険などの入院費給付金、出産育児一時金などを差し引いた額が、10万円または所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合は、上回った金額を医療費控除として所得から控除することができます。

※ 税金を計算する上での所得控除ですので、支払った医療費が戻ってくるわけではありません

#### ◆家の新築や購入、増改築をした

平成27年中に入居した方で一定の要件を満たす場合において、借入金などの年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除することができます。

※ 初年度は札幌北税務署で確定申告してください

#### ◆生命保険などの満期返戻金などがあった

受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料などの金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は、その2分の1が一時所得となりますので、申告が必要です。

#### ◆個人年金保険の給付金があった

受け取った給付金の総額から、払い込んだ保険料などの金額を差し引いた金額が雑所得となりますので、申告が必要です。

#### ◆自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があった

札幌北税務署で確定申告をしてください。

なお、保険の外交員や検針人などの家内労働者などは、報酬から差し引く必要経費として65万円まで認められる特例があります。

#### ◆非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業等給付など)のみで生活している

石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者総合支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは市・道民税(住民税)申告が必要です。

### 申告に必要なもの

印鑑(認印は可、スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用、個人年金用、介護医療用)
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続健康保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害者控除対象者認定書 (介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人、病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。高額療養費や入院費給付金、出産育児一時金などは支払った医療費から差し引かれますので、その金額も記入してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書 ・税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除申告書」 ※当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります ※初めて当該控除を受ける方は、札幌北税務署で申告してください
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)

### 確定申告書をご自分で作成された方へ

札幌北税務署へ郵送または持参してください。なお申告受付期間中、市役所1階15番窓口には税務署に引き継ぐための箱を用意していますが、引き継ぐ時期が不定期のため、お急ぎの方は直接税務署へ提出してください。

※国税庁HP(<http://www.nta.go.jp>)から申告書を作成できます

**提出先** 札幌北税務署(〒001-0031 札幌市北区北31条西7-3-1)

### 国税電子申告・納税システム

## e-Tax(イータックス)をご利用ください

「e-Tax」とは、所得税などの国税をインターネットにより申告や納税できるシステムです。

「e-Tax」を利用するには、電子証明書の取得や、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、下記をご覧ください。

 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

### 問合せ

○申告や住民税の課税について  
税務課市民税担当 ☎72-3119

○国民健康保険税について  
国民健康保険課賦課・資格担当  
☎72-3123

○後期高齢者医療保険料について  
国民健康保険課  
障がい者・高齢者医療担当  
☎72-3125

○障害者控除対象者認定書・介護保険料について  
高齢者支援課 ☎72-6121

○障害者手帳などについて  
障がい支援課 ☎72-3194

○国民年金保険料の控除証明書・公的年金の源泉徴収票などについて  
日本年金機構 札幌北年金事務所  
札幌市北区北24条西6-2-12  
☎011-717-4133

○確定申告全般・所得税の還付について  
札幌北税務署  
札幌市北区北31条西7-3-1  
☎011-707-5111(代表)

○給与所得の源泉徴収票の交付・再発行について  
お勤めしている(していた)事業所

申告の準備は進んでいますか？

# 所得税・住民税の申告が始まります

## 税務署での確定申告

日時 2/16(火)~3/15(火)9時~17時(土・日曜は休み)  
※2/21(日)・28(日)に限り日曜も受け付けます  
※還付確定申告は2/15(月)以前でも受け付けます

場所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)  
☎011-707-5111(代表)

お願い 期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください!

## 市役所での申告受付日程

受付できる収入➡ 給与・年金収入、一時所得

受付できない収入 ➡ ①源泉徴収票のない給与収入のある方 ②営業や請負などの事業収入のある方 ③不動産収入のある方  
(税務署で申告してください) ➡ ④報酬のある方 ⑤土地、株などの譲渡所得のある方 ⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方

	受付日	場所	受付時間	番号札の配布時間
出張受付期間	1/20(水)~29(金) (土、日曜除く。原則、この期間内にご案内を差し上げている方が対象)	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時~11時30分 午後の部 13時~16時	8時30分
	2/2(火)~4(木)	花川北コミセン(花川北3・2)	午前の部 9時20分~11時30分 午後の部 13時~16時	9時
	2/5(金)	八幡コミセン(八幡2・332)	午前の部 9時45分~11時30分 午後の部 13時~16時	9時15分
	2/8(月)	親船会館(親船町60・7)		
	2/9(火)・10(水)・12(金)	花川南コミセン(花川南6・5)	午前の部 9時20分~11時30分 午後の部 13時~16時	9時
	2/15(月)~3/15(火)(土、日曜除く)	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時~11時30分 午後の部 13時~16時	8時30分

- 各日程とも午後の部の番号札は、午前の部の受付終了後から配布します。
- 花川北コミセン、花川南コミセンについては混雑が予想されます。時間にゆとりを持ってお越しください。
- 2/2(火)~12(金)の出張受付期間は担当職員が申告会場に行っているため、市役所1階ロビーでの受付はできません。  
また、この期間は平成27年分以外の年(23・24・25・26年)の申告は受付できません。
- 2/16(火)~3/15(火)の間、厚田区と浜益区の各支所でも申告を受け付けています(土、日曜除く)。
- 平成27年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方にはお送りしていません。なお、「案内はがき」がなくても申告会場で申告できます。
- 申告書をご自分で作成される方は、各種用紙を市役所1階ロビーに用意していますのでご利用ください。

## 400万円以下の年金収入の方は確定申告不要? でも住民税の申告は必要!

### 確定申告不要

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。

ただし、この場合であっても、源泉徴収された税額の還付を受けるための確定申告は、例年どおり行うことができます。

### 市・道民税(住民税)の申告

所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がない場合でも市・道民税(住民税)の申告は必要です。申告を行わない場合、翌年度の市・道民税(住民税)が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

#### 【確定申告は不要でも、市・道民税(住民税)の申告が必要な場合】

1. 生命保険料、医療費などの控除追加がある場合
2. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている項目(本人、控除対象配偶者の有無等、控除対象扶養親族の数、障害者の数)に変更がある場合、また年金から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の引き去りが行われている以外にご自身で納付または口座振替されている社会保険料控除の追加がある場合
3. 公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合

### ふるさと納税の拡充について(平成27年の主な税制改正)

#### 1. ふるさと納税の限度額の拡大

(個人住民税所得割額の1割から2割への引き上げ)

ふるさと納税を行うと、寄附金のうち2,000円を超える部分は一定の上限まで原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。平成28年度課税から、個人住民税の特例控除額の限度額が個人住民税所得割額の2割(現行1割)に引き上げられます。

#### 2. ふるさと納税ワンストップ特例を創設(申告手続きの簡素化)

確定申告が不要な給与所得者などについて、右記の要件①~④の全てを満たす場合、確定申告をしなくてもふるさと納税についての控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

- ① 確定申告をする必要のない給与所得者や年金所得者であること  
…医療費控除などを受けるため確定申告が必要な方は対象となりません。確定申告をする際に所得税の寄附金控除および住民税の寄附金税額控除も申告してください。
- ② H27/4/1日以降に行われたふるさと納税であること  
…H27/1/1~3/31までにふるさと納税をされた場合は対象となりませんので、確定申告をする必要があります。
- ③ ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であること
- ④ 各ふるさと納税先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していること